

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）

[抜 粋]

平成18年2月8日

塩谷広域行政組合

目 次

第1章 計画策定における基本的考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画対象区域	4
4. 計画目標年次	4
第2章 ごみ処理の現状と課題	5
第1節 ごみ処理の現状	5
1. ごみ処理体系	5
2. ごみの排出状況	7
第2節 ごみ処理の課題	10
1. ごみの排出抑制	10
2. ごみの収集・運搬	10
3. 中間処理施設	10
4. 最終処分場	11
第3章 ごみ処理基本計画	12
第1節 計画の基本方針	12
1. 循環型社会形成に向けた基本原則	12
2. ごみ処理の基本方針	13
第2節 減量化・資源化の目標	14
1. ごみ排出量の削減目標(案)	15
2. 資源化率の目標(案)	15
3. 最終処分量の削減目標(案)	15
4. 将来ごみ量	16
第3節 排出抑制・再資源化計画	19
1. 排出抑制・再資源化の目標	19
2. 排出抑制・再資源化の方法	19
第4節 収集・運搬計画	22
1. 収集・運搬の目標	22

2 . 収集・運搬の方法 -----	22
第 5 節 中間処理計画 -----	24
1 . 中間処理の目標 -----	24
2 . 中間処理の方法 -----	24
第 6 節 最終処分計画 -----	25
1 . 最終処分の目標 -----	25
2 . 最終処分の方法 -----	25
第 7 節 関連施策 -----	26
1 . 危機管理体制の整備 -----	26
2 . 不法投棄対策 -----	26
3 . 適正処理困難物の処理 -----	26
第 8 節 計画の推進 -----	27
1 . 住民・事業者・行政の連携 -----	27
2 . 計画の進行管理 -----	28

第1章 計画策定における基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」といいます。）は、廃棄物の排出の抑制および発生から最終処分に至るまでの廃棄物の適正な処理、また「循環型社会」の構築を目指して、計画的に廃棄物処理を推進するための基本方針となるものです。

塩谷広域行政組合（以下「本組合」といいます。）では、「廃棄物処理法」^{注1}に基づき、本計画を策定し、おおむね5年ごとに計画の見直しを行いながら、廃棄物処理について長期的・総合的視点に立った諸施策を立案し、計画的に廃棄物処理を行ってきました。

現在、廃棄物処理は、最終処分場の残余年数の逼迫やダイオキシン類問題、世界的な環境意識の高まりを背景に、適正な処理・処分はもちろんのこと、ごみの発生・排出抑制や再使用・再利用を重視する方向に移行しています。国では、ダイオキシン類対策を推進し、循環型社会の構築を推進するため、廃棄物の減量化の目標量^{注2}を示すとともに、廃棄物やりサイクルに関連する法律^{注3}を整備しています。

このように、廃棄物を取り巻く情勢が常に変化していること、本組合が前回策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成12年度）から概ね5年が経過していることに伴い、本計画の見直し策定を行うものです。

注1 廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出抑制や適正な処理により、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることを目的に、昭和45年に制定されたごみ処理を進めるための法律です。

注2 廃棄物の減量化の目標量

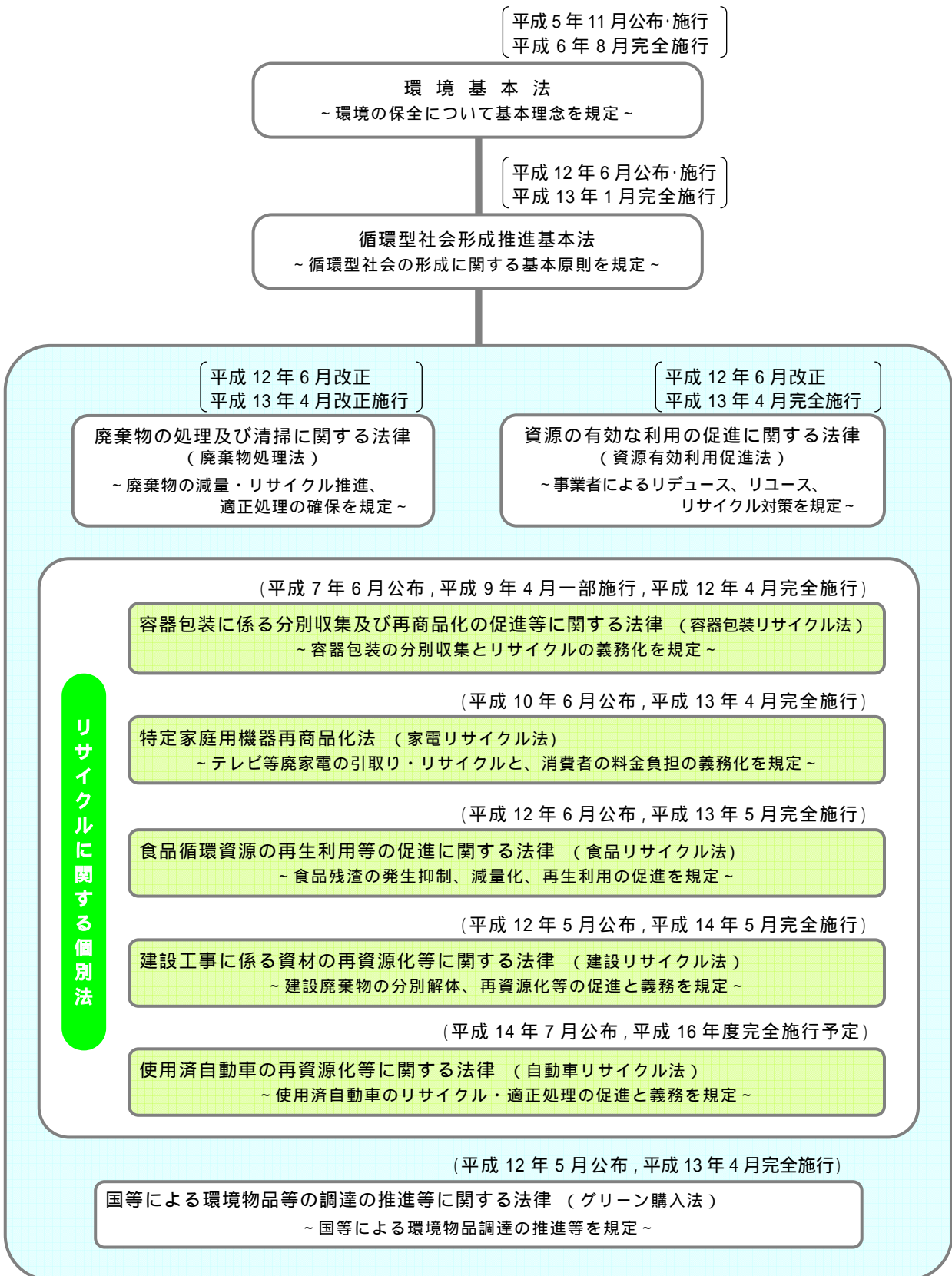
平成11年9月にダイオキシン類の対策の推進を目的に閣議決定されたもので、平成22年度を目標年度に、一般廃棄物については排出量を5%削減、リサイクル率を24%に、最終処分量を50%削減などが設定されました。

平成13年5月に環境省から発表された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成17年5月改正）にも同内容が示されています。

注3 廃棄物処理やりサイクルに係る法律（廃棄物・リサイクル関連法）

既制定の容器包装リサイクル法や家電リサイクル法に加え、循環型社会の構築を目的として循環型社会形成推進基本法などが整備されました。

廃棄物・リサイクル関連法整備状況



2. 計画の位置づけ

本計画は、総合的な廃棄物処理を進めるため、廃棄物に関する国・県の計画と関連して策定するものです。また、本組合構成市町の一般廃棄物処理基本計画等の個別計画と整合を図りながら、ごみ減量・リサイクルを中心とした循環型社会の構築を目指し、ごみおよび生活排水の適正処理、今後の施設整備の方向づけ等、長期的・計画的に廃棄物処理施策を推進するための基本方針となるものです。

また、本計画は、一般廃棄物（ごみ、生活排水）を対象とした計画です。本計画では、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画のそれぞれを策定します。

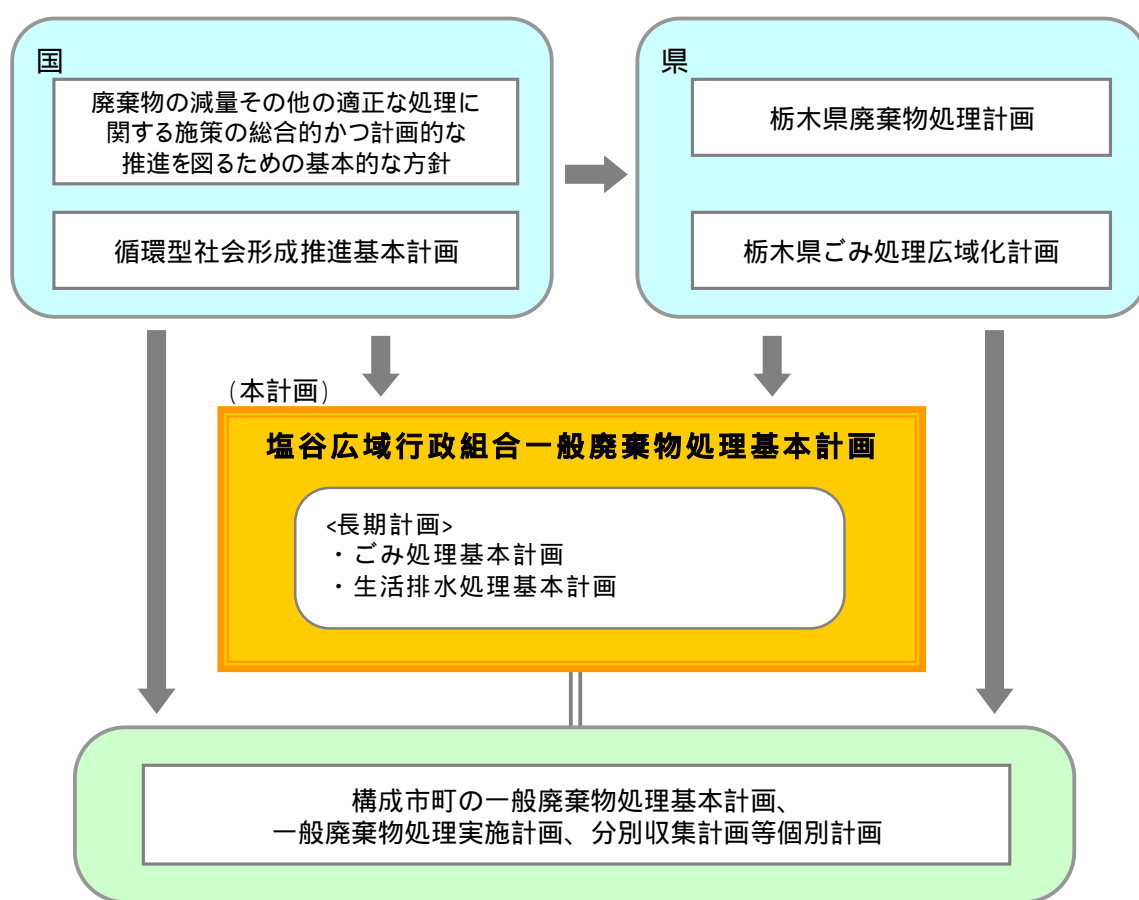


図 1 - 1 - 1 計画の位置づけ

3. 計画対象区域

本計画の対象区域は、本組合圏域（矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町の行政区域）全域とします。



図 1 - 1 - 2 計画対象区域

4. 計画目標年次

本計画は長期的視野にたつ計画であり、平成 18 年度を初年度として、15 年先の平成 32 年度を計画目標年次とします。

ただし、廃棄物を取り巻く環境の変化を考慮し、おおむね 5 年ごとに改訂を行うものとします。

計画期間：平成 18 年度～平成 32 年度

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

1. ごみ処理体系

本組合のごみ処理体系は、図2-1-1、図2-1-2のとおりです。

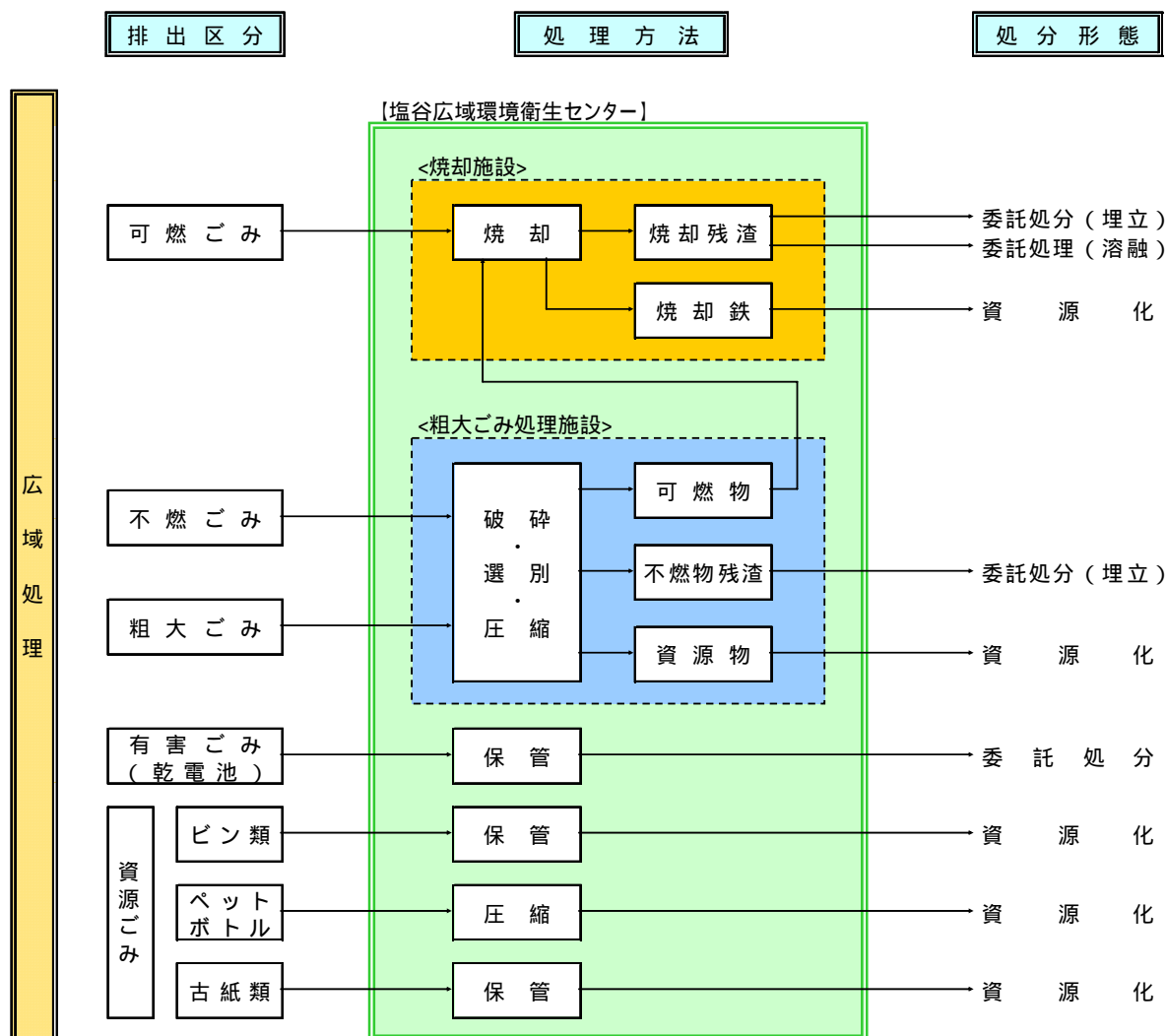


図2-1-1 ごみ処理体系（広域処理）（平成17年12月現在）

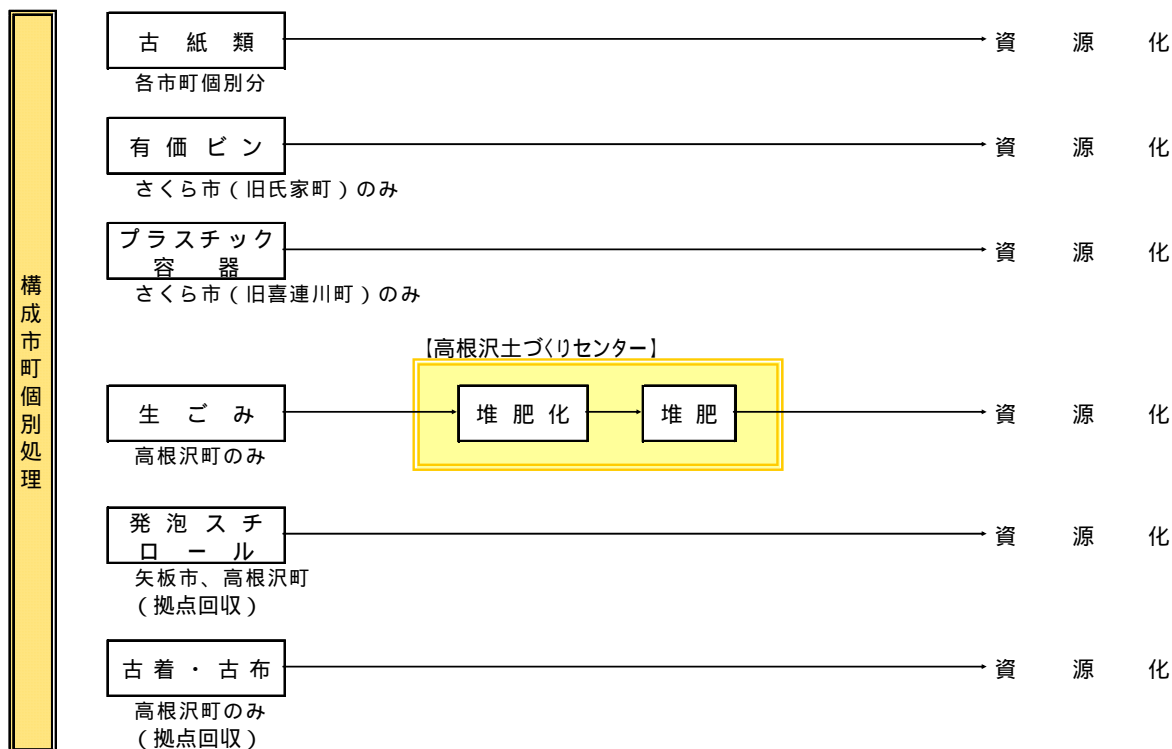


図 2 - 1 - 2 ごみ処理体系（構成市町個別処理）（平成 17 年 12 月現在）

ごみ処理の運営・維持管理体制は、次のとおりです。

- ・収集運搬：各市町（直営または委託）
- ・中間処理：本組合
- ・最終処分：委託

各市町の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、塩谷広域環境衛生センター（以下「環境衛生センター」といいます。）の焼却施設と粗大ごみ処理施設で処理を行っています。資源ごみ（ビン類・ペットボトル・古紙類）は、環境衛生センターで保管または圧縮後、資源化されています。なお、古紙類は、環境衛生センターに搬入されているものの他に、各市町それぞれが直接リサイクル業者に引き渡し、資源化している古紙もあります。有害ごみについては、環境衛生センターで一時保管した後、委託処分しています。

また、構成市町個別の処理体系として、以下の品目の分別収集、拠点回収等を行っています。

- ・矢板市：発泡スチロールの拠点回収（平成 17 年 12 月より）
- ・さくら市（旧氏家町）：有価ビンの分別収集
- ・さくら市（旧喜連川町）：プラスチック容器の分別収集
- ・高根沢町：生ごみの分別収集・堆肥化

発泡スチロール、古着・古布の拠点回収

2. ごみの排出状況

1) ごみ発生量の推移

本組合のごみ発生量の推移は、表 2-1-1 および図 2-1-3 のとおりです。ごみ排出量およびごみ発生量は、減少している年もありますが、過去 5 年間を通してみると、微増傾向にあり、平成 16 年度のごみ発生量は、約 3 万 4 千 t となっています。

家庭系収集ごみ、直接搬入ごみは、毎年若干の増減はあるものの、過去 5 年間では微増傾向にあります。事業系ごみは、平成 15 年度までは増加を続けていましたが、平成 16 年度には減少に転じています。また、事業系ごみ量は、ごみ排出量の約 4 分の 1 を占めています。集団回収量については、減少傾向にあります。

表 2-1-1 ごみ発生量の推移（組合）

(単位:t/年)

区 分	平成12年度	13	14	15	16	
計画収集人口 (人)	122,641	123,099	122,529	123,570	123,612	
家庭系	収集ごみ	23,229.64	24,121.43	24,024.67	24,468.92	24,258.23
	直接搬入ごみ	590.71	494.71	550.20	610.71	659.81
	拠点回収ごみ	-	1.00	2.00	2.00	3.00
事業系ごみ	8,318.28	8,545.78	8,641.65	8,926.97	8,722.11	
ごみ排出量計	32,138.63	33,162.92	33,218.52	34,008.60	33,643.15	
集団回収	303.00	278.00	279.00	249.00	243.00	
ごみ発生量計	32,441.63	33,440.92	33,497.52	34,257.60	33,886.15	

出典：「塩谷広域環境衛生センター概要」実績表

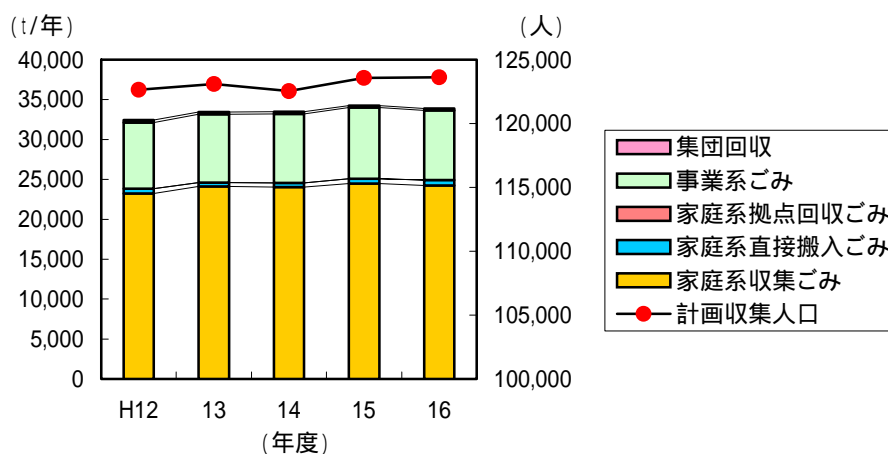


図 2-1-3 ごみ発生量の推移（組合）

2) 1人1日あたりのごみ排出量

1人1日あたりのごみ排出量は、表2-1-2および図2-1-4に示すとおりです。

組合平均では、平成15年度までは増加していましたが、平成16年度には減少しており、746g/人/日となっています。

市町別の1人1日あたりのごみ排出量は、矢板市、さくら市(旧氏家町および旧喜連川町)は組合平均より多く、塩谷町、高根沢町は組合平均より少なくなっています。

表2-1-2 1人1日あたりのごみ排出量

(単位:g/人/日)

区 分		平成12年度	13	14	15	16	
組 合	家 庭 系	収集ごみ	518.94	536.85	537.19	542.51	537.66
		直接搬入ごみ	13.20	11.01	12.30	13.54	14.62
		拠点回収ごみ	-	0.02	0.04	0.04	0.07
	事業系ごみ	185.83	190.20	193.23	197.92	193.32	
	1人1日あたり排出量	717.97	738.08	742.76	754.01	745.67	
矢 板 市	家 庭 系	収集ごみ	547.78	556.69	552.60	560.36	558.96
		直接搬入ごみ	17.25	15.11	17.32	17.83	18.78
		拠点回収ごみ	-	-	-	-	-
	事業系ごみ	245.35	249.42	262.78	265.40	253.68	
	1人1日あたり排出量	810.38	821.22	832.70	843.59	831.42	
(旧氏家町)	家 庭 系	収集ごみ	603.49	629.85	616.68	599.82	605.52
		直接搬入ごみ	18.20	15.59	17.99	18.11	19.06
		拠点回収ごみ	-	-	-	-	-
	事業系ごみ	186.05	200.23	206.61	215.64	200.90	
	1人1日あたり排出量	807.74	845.67	841.28	833.57	825.48	
(旧喜連川町)	家 庭 系	収集ごみ	483.61	503.06	489.26	510.73	501.18
		直接搬入ごみ	15.93	9.94	11.06	13.83	15.49
		拠点回収ごみ	-	-	-	-	-
	事業系ごみ	289.42	295.95	263.48	246.20	260.83	
	1人1日あたり排出量	788.96	808.95	763.80	770.76	777.50	
塩 谷 町	家 庭 系	収集ごみ	372.74	377.62	439.69	456.28	467.31
		直接搬入ごみ	4.68	3.40	3.10	6.59	7.39
		拠点回収ごみ	-	-	-	-	-
	事業系ごみ	78.73	83.43	91.99	100.32	99.08	
	1人1日あたり排出量	456.15	464.45	534.78	563.19	573.78	
高 根 沢 町	家 庭 系	収集ごみ	486.43	512.02	506.16	517.37	491.46
		直接搬入ごみ	6.47	5.65	5.68	7.10	8.36
		拠点回収ごみ	-	0.09	0.18	0.18	0.27
	事業系ごみ	124.54	119.08	119.40	127.54	133.08	
	1人1日あたり排出量	617.44	636.84	631.42	652.19	633.17	
全国平均		1,132.00	1,124.00	1,111.00	1,106.00	-	
栃木県平均		1,010.00	1,030.00	1,056.00	1,054.00	-	

「日本の廃棄物処理(平成12年度版～15年度版)環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課」より

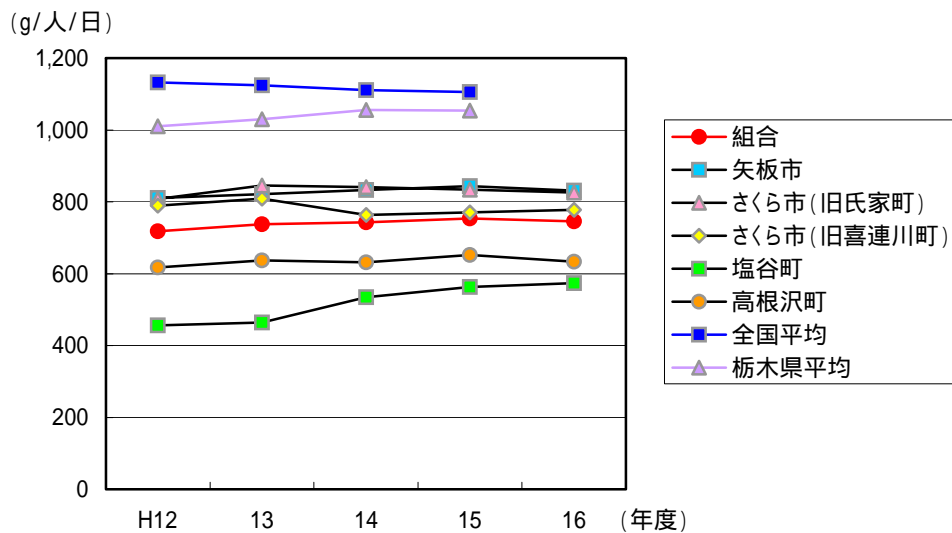


図 2 - 1 - 4 1人1日あたりのごみ排出量

また、全国および栃木県の1人1日あたりのごみ排出量と比較すると、本組合は、全国平均よりも約350g、栃木県平均よりも約300g少なく、排出量自体が少ないといえます。

第2節 ごみ処理の課題

1. ごみの排出抑制

各市町では、集団回収の促進や家庭用コンポスト容器等の利用促進、マイバッグ運動や各種啓発活動など、家庭ごみの排出抑制対策を中心として様々な取り組みを行っています。本組合においても、排出事業者に対する指導などの排出抑制対策を行っています。

このような各種の取り組みおよび住民、事業者による排出抑制活動により、本組合のごみ排出量は、多少の増減はあるものの、微増にとどまっています。今後は、ごみの減量に向けて、過剰包装を辞退する、詰め替え製品を購入するなどのごみの発生を抑制したライフスタイルの構築や、住民、事業者によるごみの発生・排出抑制、資源化のさらなる推進を検討する必要があります。

2. ごみの収集・運搬

1) 分別収集の細分化・統一化の検討

現在、ごみの分別区分は、市町間でばらつきがあります。今後の本組合のごみ処理方法に応じて、資源ごみ等の分別収集品目を細分化するなどの検討が必要になります。また、本組合で処理を行うごみについては、市町間で分別方法や排出形態等を統一する必要があります。

2) 分別収集細分化・統一化に伴う収集方法の検討

資源ごみ等の分別収集細分化（多品目化）に伴って、収集頻度、収集容器、収集車両等について検討する必要があります。

3. 中間処理施設

環境衛生センターでは、ダイオキシン類排出の規制強化に対応するため、排ガス処理装置の改造工事を行いました。しかし、施設稼働から15年以上が経過しているため、施設の一部に老朽化の傾向が見られ、処理能力が低下してきている状況です。

そのため、現在、新しい中間処理施設の整備に向けた検討を進めているところですが、新規中間処理施設が稼働するまでは、現在の施設を適切な維持管理の下で使用するとともに、可燃ごみを減量して、施設への負荷を低減させる必要があります。

また、粗大ごみ処理施設についても稼働後10年以上が経過していることから、施設の更新に向けて、検討を進めています。

4．最終処分場

現在、本組合では最終処分場を所有しておらず、最終処分の対象となる焼却灰および粗大ごみ処理施設からの不燃残渣については、民間業者に溶融処理や最終処分を委託している状況です。

したがって、今後は自区内処理の原則や、長期的に安定した処分を目指すことから、本組合の最終処分場整備に向けて検討を進める必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本方針

1. 循環型社会形成に向けた基本原則

平成13年1月に施行された循環型社会形成推進基本法では、環境負荷をできる限り低減するという観点から、基本原則として、以下の優先順位が定められました。

発生抑制（リデュース）

“もの”の発生自体を抑制することにより、廃棄物等になる量を削減していくことです。

再使用（リユース）

“もの”が“循環資源”となった場合、まず、環境負荷の少ない再使用を目指すことです。

再生利用（マテリアル・リサイクル）

再使用が不可能な“循環資源”については、全部または一部を原材料として再生利用を目指すことです。

熱回収（サーマル・リサイクル）

再生利用についても不可能な“循環資源”であって、熱回収が可能なものについては、熱を得ることによって、有効利用を目指すことです。

適正処分

から までで有効利用が不可能な“循環資源”については、焼却、減容、埋立など、適正に処分することです。

本組合においても、この基本原則に基づき、住民・事業者・行政（各市町および組合）が意識を高めるとともに、さらにグリーン購入^{注1}に努めるなど、持続可能な循環型社会形成に向けた各種取り組みを実施する必要があります。

注1 グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

平成13年4月から、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が施行され、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めています。

2. ごみ処理の基本方針

ごみ処理にあたっては、大きな目的である環境負荷を低減するとともに、減量化、資源化を推進することにより循環型社会の構築を目指すことが重要と考えています。

そこで、環境負荷を低減し、将来に負の遺産を持ち越さず、持続可能な循環型社会を構築することを目指し、この実現に向けた処理システムを構築するための基本方針を示します。

発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を前提とした適正処理システムの構築

適正処理の前段部分である発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）を推進し（3Rとされています）、処理しなければならない中間処理量や最終処分量の削減を図ることが重要です。

この達成に向け、本組合ではごみを資源物と考え、分別等により資源化を行うことが望ましく、その中でどうしても資源化できないものを「燃やさなくてはならないごみ」と位置づけます。

自区内処理を目指した適正処理システムの構築

本組合から発生するごみ（資源物）については、資源化処理を含む中間処理から最終処分までを自区内において処理することを目指すことが重要です。

ただし、資源物の流通については、容器包装リサイクル法に基づく資源化の場合、流通経路を組合では決めることができないため、自区内のみで資源化が出来ない可能性があることを付記します。

環境負荷を低減する適正処理システムの構築

処理システムの構築に向けては、次世代に負の遺産を残さないために、環境への負荷を極力抑えた方式を選択することが重要です。

環境への負荷と同様に、安全性、経済性にも配慮し、整備する次期の環境施設が地域住民に受け入れられる施設とする必要があります。

第2節 減量化・資源化の目標

ごみ処理の基本方針を効果的に推進し、実効性を確保するため、本組合で達成すべき減量化・資源化に関する達成目標を設定します。

ごみ排出量の
削減目標

資源化率の
目標

最終処分量の
削減目標

目標を設定するにあたっては、本組合のごみ処理の現状や課題を踏まえ、国および栃木県が掲げている減量・資源化目標^{注1、注2}を考慮して設定します。

なお、本計画の計画目標年次は平成32年度ですが、数値目標については国の方針に準じて、本計画開始から5年目の平成22年度までに達成するものとします。

数値目標達成年度 : 平成22年度

注1 国の掲げる減量・資源化目標

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月；環境省告示第34号，平成17年5月改正；環境省告示第43号）」

一般廃棄物については、現状（平成9年度）に対し、平成22年度において、排出量を約5%削減し、再生利用量を約11%から約24%に増加させるとともに、最終処分量をおおむね半分に削減する。

注2 栃木県の掲げる廃棄物の減量目標

「栃木県廃棄物処理計画（平成14年3月）」

・排出量：平成22年度の予測量に対して10%削減する。

（生活系廃棄物の1人1日あたり排出量：平成11年度実績740g/人/日に対し、平成22年度目標量660g/人/日とし、80g/人/日削減する。）

・最終（埋立）処分率：平成11年度実績に対し、平成22年度には半減する。

栃木県廃棄物処理計画は、現在見直し中であり、平成18年3月に改訂計画が策定されます。ただし、改訂計画（案）では、目標の変更は行わず、上記のとおりとなっています。

1. ごみ排出量の削減目標（案）

近年、本組合のごみ排出量は微増傾向にあり、1人1日あたりのごみ排出量もわずかに増加しています。本組合の1人1日あたりのごみ排出量は、全国平均や栃木県の平均と比較すると2割程度少なくなっていますが、住民1人1人がごみ排出量の削減に努める必要があります。

そこで、1人1日あたりのごみ排出量の削減目標を次のとおり設定し、ごみの発生・排出抑制やリサイクルを促進します。

平成16年度実績と比べ、1人1日あたりの排出量を
5%の削減を目標とします

2. 資源化率の目標（案）

本組合の資源化率は、近年、増加しています。特に、平成14年度から、焼却残さの資源化を開始したことから、平成16年度の資源化率は、約25%になっています。

資源化率の目標は、組合全体の目標を考慮して、次のとおり設定し、今後もさらに分別収集の徹底・拡大とリサイクルの推進を図ります。

資源化率を平成16年度の25%から**30%**を目標とします

3. 最終処分量の削減目標（案）

本組合の最終処分量は、焼却残渣の資源化、びん類の処理方式変更により、大幅に減少し、平成14年度の最終処分量は、前年度の約4割まで削減しました。しかし、その後はごみ量の増加に伴い、最終処分量も微増しています。そこで、今後もごみの発生・排出を抑制するとともに、できる限り資源化など中間処理を行って、現在と同程度の最終処分量を維持することを目標とします。

平成16年度の最終処分量を維持することを目標とします

4. 将来ごみ量

新たに以下の品目の分別収集、分別収集の徹底を全市町で行った場合、将来ごみ量は、表 3-2-1、図 3-2-1、図 3-2-2 のとおり予測されます。

- ・紙類の分別収集のさらなる徹底
- ・プラスチック製容器包装の分別収集（平成 20 年度から開始と想定）
- ・生ごみの分別収集、資源化（平成 24 年度から開始と想定）

表 3 - 2 - 1 将来ごみ量

		H16 (実績)	22 (数値目標年)	24 (中間年)	32 (計画目標年)
人口	(人)	123,612	128,446	128,970	130,164
家庭系収集ごみ	(t/日)	66.46	70.31	70.69	71.46
家庭系直接搬入ごみ	(t/日)	1.80	1.91	1.93	1.97
家庭系拠点回収ごみ	(t/日)	0.01	0.02	0.03	0.03
事業系ごみ	(t/日)	23.91	25.00	25.14	25.49
処理すべき可燃ごみ	(t/日)	-	-	4.98	4.98
ごみ排出量計	(t/日)	92.18	97.24	102.77	103.93
	(g/人/日)	745.72	757.05	796.85	798.45
集団回収	(t/日)	0.67	0.67	0.67	0.66
総ごみ量	(t/日)	92.85	97.91	103.44	104.59

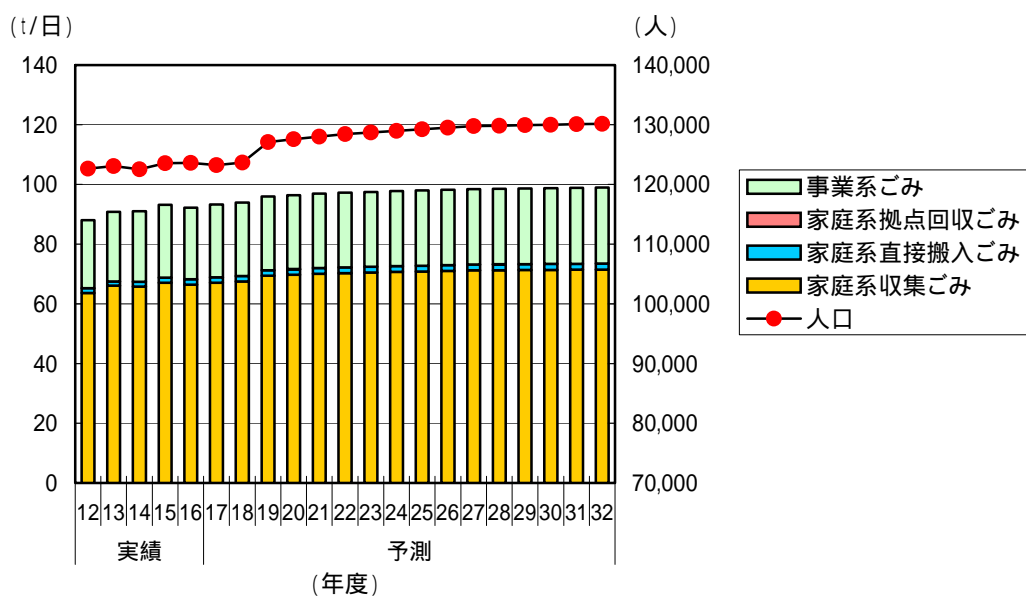


図 3 - 2 - 1 将来ごみ量

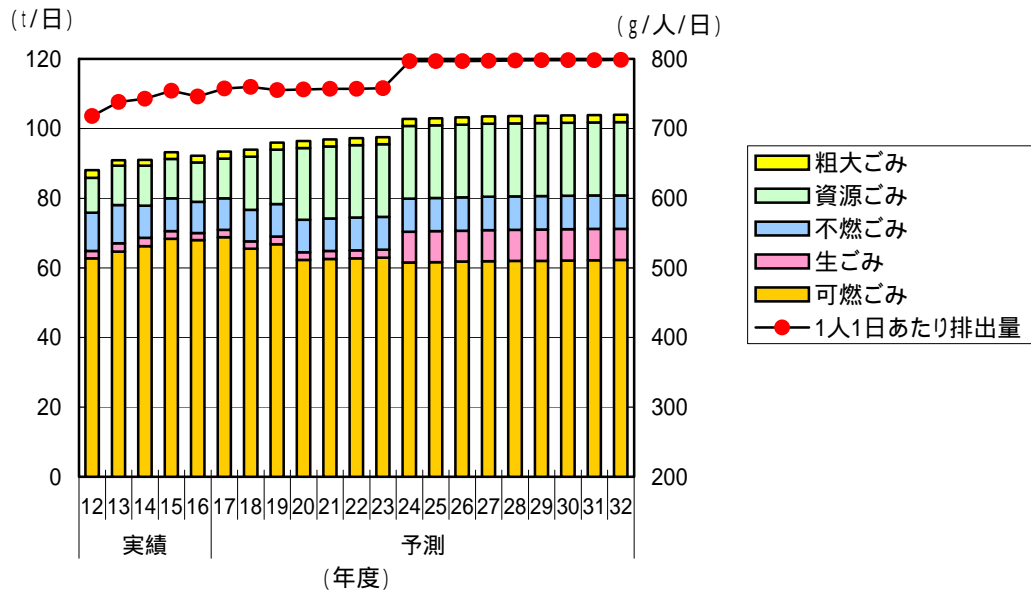


図 3 - 2 - 2 将来ごみ量

減量化・資源化の数値目標に関する将来量は、表 3-2-2 のとおりとなります。

資源ごみの分別促進、生ごみの資源化等の施策により、資源化率は目標（案）を達成できます。しかし、人口の増加などにより、ごみ排出量の増加が見込まれるため、ごみ排出量および最終処分量については、目標（案）が達成できていない状況です。

そのため、ごみの発生抑制・排出抑制施策が必要となります。

表 3 - 2 - 2 排出量、資源化量、最終処分量

		H16 (実績)	22 (数値目標年)	24 (中間年)	32 (計画目標年)
1人1日排出量	(g/人/日)	745.72	757.05	796.85	798.45
平成16年度比	(%)	-	1.5%	6.9%	7.1%
資源化量	(t/日)	23.09	32.97	34.92	35.27
資源化率	(%)	24.9%	33.7%	33.8%	33.7%
最終処分量	(t/日)	5.36	5.51	5.25	5.31
最終処分率	(%)	5.8%	5.6%	5.1%	5.1%

資源化率、最終処分率：総ごみ量(ごみ排出量 + 集団回収量)に対する割合

1人1日あたり排出量を5%削減

		H16 (実績)	22 (数値目標年)
1人1日排出量	(g/人/日)	745.72	708.43
平成16年度比	(%)	-	-5.0%
対16年度削減量	(g/人/日)	-	37.29
対予測値削減量	(g/人/日)	-	48.62

1人1日あたりのごみ排出量を5%削減するには、現状(平成16年度)に比べて、平成22年度には1人1日あたり約50gの減量が必要です。

住民1人1人の行動の積み重ねが、大きなごみの減量につながります。

《毎日の生活の中で出るごみの重さのめやす》



ごはん1膳
140g



きゅうり
100g



牛乳パック
(1,000ml)
30g



アルミ缶
(350ml)
20g



食品トレイ
5g



レジ袋(大)
10g

第3節 排出抑制・再資源化計画

1．排出抑制・再資源化の目標

一般家庭から排出される廃棄物を、排出段階で抑制または再資源化を促進させることにより、廃棄物処理の効率化を推進するとともに、地域住民の環境に対する理解と認識を深めることを目標とします。

2．排出抑制・再資源化の方法

実施に当たっては住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図れる体制を整備することとします。排出抑制・再資源化の方法は、本組合および構成市町・住民・事業者において講ずべきものをそれぞれ定めることとします。

1) 組合および構成市町における方策

組合および構成市町における方策として、以下に掲げる事項について、随時検討し実施していくこととします。なお、施策の実施に際しては、地域の実情を考慮し、モデル地区等を設け、段階的に行っていくこととします。

(1) 教育・啓発活動の充実

住民・事業者に対して、ごみの減量化・再生利用・適切な出し方に関する啓発を徹底します。具体策は以下に示すとおりです。

減量化推進委員会を設けます。

学校・地域単位で副読本やビデオを活用し、社会意識を育てます。

ごみ処理施設の見学会を広い世代に開きます。

ごみの出し方に関するパンフレット・カレンダーを配布します。

転入者に対しては、転入手続きの際に、職員が十分な説明を行います。

広報誌にごみ情報を掲載します。

諸団体および町内会との継続的な話し合いの機会を作ります。

ごみの減量月間を設けます。

(2) 一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底

具体策は、以下に示すとおりです。

事業者に対して、減量化計画の策定・指導を行います。特に、紙ごみについては徹底した減量化・資源化を指導します。

計画処理区域内の全事業所について、事業ごみの排出と処理に関する実態調査を行います。

ごみの減量化に積極的に取り組んでいる事業所を広報で紹介します。
処理手数料を検討します。

(3) 事業者との協力体制の構築

地域レベルでのワンウェイ容器や過剰包装の抑制を検討します。具体策は、以下に示すとおりです。

スーパー・小売店に対して、過剰包装の自粛やトレイ・ペットボトルの回収促進を呼びかけます。

適正処理困難物等は、回収協力店で引き取ってもらうよう徹底し、協力店へは一層の協力を呼びかけます。

(4) 行政による減量化・資源化、グリーン購入等の促進

行政による減量化・資源化、グリーン購入等の具体策は、以下に示すとおりです。

事務用品・コピー用紙等は、再生品・長期使用に耐えられる商品・資源として再生可能な商品を使用します。

可能な限り、ものを無駄に消費しないよう努めます。

庁舎内での古紙等の資源回収を推進し、減量化行動を実施します。

公共施設内で空き缶・空きビンポストを設置し、回収に努めます。

事務手続きの簡素化・効率化を図ります。

公共事業等においては、再生品や環境への負荷が少ない製品を積極的に使用します。

(5) 住民との協力体制の構築

住民主体で催されるリサイクル活動に対して、組合および市町が協力します。

具体策は、以下に示すとおりです。

集団回収の支援として、補助金の交付を行い、回収業者を確保します。また、集団回収が安定的に継続・推進できるよう、回収ルートの整備や回収業者への助成等の基盤整備を行います。

回収業者に関する情報を収集し、回収業者に情報を提供します。

フリーマーケットの育成を推進し、協力・援助します。また、バザー等への場所・車・人員を提供します。

トレイ・牛乳パックなどの回収活動に対して、支援を行います。

(6) その他

その他の具体策は、以下に示すとおりです。

廃棄物減量等推進員制度を確立させます。

不法投棄防止のための監視の強化を行います。

2) 住民における方策

住民は、ごみの減量・その他の適切な処理に関して、本組合および各市町の施策に協力する責務があります。以下に示す具体策について、住民による積極的な取り組みが行われるように、行政は啓発していく必要があります。

ごみ排出時のマナーを厳守します。

過剰包装・使い捨て容器製品の購入を自粛します。

買い物袋等を持参します。

ライフサイクルの長い製品・詰め替え商品・再生品を積極的に購入し、ものを大切に使うよう心がけます。

計画購入を実行します。

不要品交換会・ガレージセールを活用します。

集団回収へ積極的に参加します。また、参加するよう、近所への呼びかけを行います。

家庭用コンポスト等により、生ごみの堆肥化、減量化を推進します。

分別排出等の組合および市町が実施する減量化・再資源化の施策に協力します。

3) 事業者における方策

事業者は、事業活動に伴って生じるごみの排出抑制・再生利用等により、その減量に努めるとともに、ごみの減量・その他適切な処理の確保等に関して、本組合および各市町の施策に協力する責務があります。以下に示す具体策について、事業者による積極的な取り組みが行われるように、行政は啓発・指導していく必要があります。

事業活動に伴う廃棄物の自己処理を促進します。

事業所内での古紙回収・ビン・缶等の資源分別に努めます。

資源物は、事業者独自の資源化ルートの開拓、確保に努めます。

過剰包装・梱包材の使用を抑制します。

再生資源・再生品の積極的利用を図ります。

小売店においては、ビン・トレイの店頭回収に努めます。また、自動販売機の設置箇所には、回収ボックスを設置します。

買い換え時の引き取りや故障時の修理体制を充実させます。

多量排出事業者は、減量化計画書等を策定し、ごみの減量に対する意識を高めます。

第4節 収集・運搬計画

1. 収集・運搬の目標

収集ルート・収集車両整備・収集人員および体制等については、従来の収集・運搬体制を基本とし、各市町が主体となり計画することとしますが、新たに導入する分別収集計画や中間処理の方針と整合する圏域内における分別収集項目の統一を図り、合理的な収集体制を確立することを目標とします。

2. 収集・運搬の方法

1) 収集区域

本組合全域を計画収集区域とします。

2) 収集形態

本組合におけるごみの分別収集項目の統一は、各市町が、段階的に行うこととします。将来の分別収集項目は、表3-4-1に示すとおりです。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる紙類、布類については、引き続きこれらの団体による回収を推進することとします。

表3-4-1 将来のごみ分別収集区分

分類	品目	収集方法
可燃ごみ	燃えるごみ	ステーション
生ごみ	厨芥類	ステーション
資源ごみ	古紙類（新聞、雑誌、雑紙）	ステーション
	ダンボール	〃
	紙パック	〃
	プラスチック製容器包装	〃
	ペットボトル	〃
	白色トレイ	〃
	缶類	〃
	ビン類	〃
不燃ごみ	金属・陶器・ガラス類	ステーション
有害ごみ	乾電池	ステーション
粗大ごみ	不燃性粗大ごみ	直接搬入または 戸別収集（有料）
	可燃性粗大ごみ	

3) 収集・運搬の方法

ごみの収集・運搬は、現在同様、各市町が主体となって行うこととします。なお、新たに導入する分別収集計画や本組合が行う中間処理の方針と整合を図る必要があることから、収集車両および人員の拡充など、収集体制の検討を行うこととします。

本組合が整備する中間処理施設への受け入れは、当面は従来どおり直営、委託、許可業者により、行っていくこととしますが、状況に応じ随時検討していくこととします。

第5節 中間処理計画

1. 中間処理の目標

本組合では、ごみ搬入量の増加に伴い、ごみ焼却施設の運転時間を16時間から24時間に変更し、ごみ処理の対応を行っていますが、施設の老朽化等からも、次期中間処理施設整備等の方針を早急に決定しなければならない状況であり、現在、検討しています。

本組合圏域全体のごみ処理、資源化を行うため、統合的な更新施設の整備を図り、効率的で安全かつ安定した処理体制を確立することを目標とします。

2. 中間処理の方法

本組合では、将来的なごみ処理施設の整備方針を定めるため、ごみ処理検討委員会を設置し、協議・検討を重ねています。その結果、本組合のごみ処理に関しては、焼却方式、焼却+灰溶融、ガス化溶融のいずれかの採用が提案され、本組合では、新施設整備の実現に向けて、環境への負荷軽減、経済性などの観点から検討を実施しています。いずれの方式も、地域エネルギーとしての有効利用、ダイオキシン類の削減、経済性等において有効であると考えられ、本組合では、広域圏内の可燃ごみの処理を更新する方針として施設を整備することとします。新設する施設は、ダイオキシン類などの発生抑制に努めた施設を整備し、適正な維持管理体制などの強化を図ることとします。

また、不燃ごみおよび粗大ごみの処理、資源化を行うリサイクル施設、生ごみの資源化を行う施設の整備についても検討を進めていきます。

第6節 最終処分計画

1. 最終処分の目標

排出段階および中間処理段階での減容化に努めるとともに、安定した最終処分体制の整備を図ることを目標とします。

2. 最終処分の方法

現在、本組合から発生する中間処理後の焼却残渣および不燃残渣は、委託して最終処分を行っています。組合圏域内での最終処分場用地の確保等については難航していることから、当面の間は、従来最終処分体制を基本とした処分を行うこととしますが、減容化・無害化・安定化を基本とした地域住民との合意形成が可能となる計画を立案し、組合内に、長期的な埋立が可能な最終処分場の整備を検討することとします。

第7節 関連施策

1．危機管理体制の整備

災害や事故の発生等により、一時的に組合内でのごみ処理が不可能となった場合に備えて、近隣市町村との連携を検討し、危機管理体制を整備していく必要があります。

また、大規模な地震や水害等の災害時に大量に発生すると想定される災害廃棄物について、円滑かつ適正に処理できる体制を整備しておく必要があります。

2．不法投棄対策

不法投棄は、良好な地域環境を保全するうえで、憂慮される状況となっています。不法投棄防止巡回パトロールの実施や、ごみの適正処理について、住民および事業者の啓発を行うとともに、警察機関や地域住民と連携を図って不法投棄の監視体制を強化していきます。

3．適正処理困難物の処理

適正処理が困難な廃棄物について、事業者による引き取りシステムの形成を関係業界に要請していきます。

第8節 計画の推進

1. 住民・事業者・行政の連携

ごみ処理に関する計画や施策を効果的かつ円滑に推進し、循環型社会の実現を目指すためには、住民・事業者・行政（各市町および組合）がそれぞれ共通認識にたって、相互の理解と協力のもと役割分担を図ることが求められます。

住民・事業者・行政（各市町および組合）それぞれの責務や役割分担のあり方を考え、環境にやさしいまちづくりを促進するためには、相互に連携して取り組む体制づくりを推進していく必要があります。

住民・事業者・行政の基本となる役割と責務

住民の役割と責務	事業者の役割と責務	行政の役割と責務
<ul style="list-style-type: none">従来のライフスタイルを見直し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を意識し、環境に配慮した生活を実践します。ごみの減量、リサイクル活動に積極的に参加します。ごみの分別ルールを守り、排出マナーを向上させます。地域活動などに積極的に参加します。行政や事業者が発信する情報を積極的に入手します。	<ul style="list-style-type: none">ごみを自らの責任で適正に処理する事業者の自己処理責任の原則を徹底します。自主的な資源物の回収を推進します。環境に配慮した事業活動を実践します。排出したごみの適正な処理費用を負担します。	<ul style="list-style-type: none">地域住民、環境推進員などとの連携を強化します。事業者による減量・資源化活動の取り組みが実施されるよう、事業者に働きかけを行います。国や県、近隣自治体とも連携し、循環型社会の実現に向けたごみ処理システムの整備、不法投棄対策など、各種施策を推進します。情報収集を積極的に行うとともに、分析体制を強化します。

2. 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、各種施策が適切に実施されているかチェックを行うなどの進行管理を行うとともに、事業効果などを的確に評価できる体制づくりを進めます。

1) 進行管理体制の確立

ごみ処理に関する計画や施策の推進状況を確認する機関（委員会）を中心とした管理体制を確立し、進行状況の把握や評価を行います。

2) 進行状況の評価

計画の進行状況の評価するため、基本計画に基づく具体的な施策の実施状況や具体的な数値目標の達成状況などを評価し、課題をまとめます。

3) 進行状況の公表

整理された現状と課題については、広く住民や事業者に公表します。